解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年三月三十一日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月三十日

新潟県新潟市西区新通三二九九番地

新通土地区画整理組合

代表清算人　小林　正幸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月二十九日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月三十日

富山市北代三三八番地の二

社団法人北代会館

代表清算人　中山　敏明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月十三日開催の社員総会の決議により、平成二十三年一月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月三十日

富山市犬島三七三番地　宗教法人安養寺

清算人　竹部　利治

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年三月二十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月三十日

広島県神石郡神石高原町近田六〇〇番地三

農事組合法人仙養地区畑地総合整備組合

清算人　川上　福夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月一日定款所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月三十日

高知県室戸市元甲一九〇二番地

財団法人元保育協会

清算人　木下　英子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月三十日

宮崎県宮崎市大字鏡洲七五三番地一

財団法人鏡洲振興会

代表清算人　渡邊　泰己

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月三十日

沖縄県石垣市川平一二一六番地二二号

特定非営利活動法人海洋研究所

清算人　川井　昌子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月八日開催の鉾田市議会定例会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月三十日

茨城県鉾田市鉾田一四四四番地一

鉾田市土地開発公社

代表清算人　塚原祐次郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十日開催の臨時総会の決議により、平成二十三年三月三十日一付をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月三十日

茨城県水戸市水府町八六四番地の四

社団法人茨城県雇用開発協会

代表清算人　笹嶋　治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月三十日

埼玉県川越市元町一丁目三番地一

財団法人川越市青少年健全育成協会

清算人　尾﨑　利則

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月三十日

東京都千代田区神田神保町三丁目六番地六号九段アビタシオン三〇三

特定非営利活動法人昭和の記憶

清算人　盛池　雄歩

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年三月二十九日藤沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月三十日

神奈川県藤沢市円行二丁目三番地の一七

藤沢市渡内東土地区画整理組合

代表清算人　福原　高洋

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月三十日

山梨県上野原市上野原六六一番地の四

特定非営利活動法人やまなし社会教育フォーラム

清算人　盛池　雄歩

解散公告（第三回）

当法人は平成二十三年四月十五日に社員総会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月三十日

兵庫県小野市長尾町四六〇番地

特定非営利活動法人Ｄｏライフ

代表清算人　粂　省司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月三十日

福岡県福岡市南区花畑二丁目一三番一二号

特定非営利活動法人みよまる福祉会

清算人　廣田　峰夫

第七期決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部

流動資産	三二三
固定資産	四五
資産の部合計	三六九
負債及び純資産の部	
流動負債	二六四
賞与引当金	八〇
その他	一八四
固定負債	一五
負債の部合計	二八〇
株主資本	八八
資本金	一〇
利益剰余金	七八
利益準備金	二
その他利益剰余金	七五
（当期純損失）	（三）
純資産の部合計	八八
負債及び純資産の部合計	三六九

平成二十三年五月三十日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目一四番一〇号　花王クリエーティブハウス株式会社

代表取締役　石井　龍夫